

＼ 10月1日～スタート! ／

剪定枝の分別制限の変更 について

問合先

高岡市環境政策課

TEL:0766-22-3213

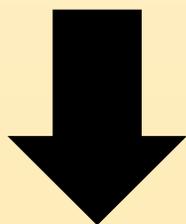
FAX:0766-22-2341

剪定枝の処分の仕方

～9月30日までは…

■長さ80センチメートル以内

※太さに関しては生木の場合、10センチメートル以内、その他は20センチメートル以内に限るものでしたが…



①ストックヤードへ持ち込み
②戸別収集を依頼

剪定枝の処分の仕方

10月1日からは…

- 長さ 300センチメートル以内
- 太さ 10センチメートル以内

①ストックヤードへ持ち込み
②戸別収集を依頼

基準を緩和
しました！

ここが楽になります！

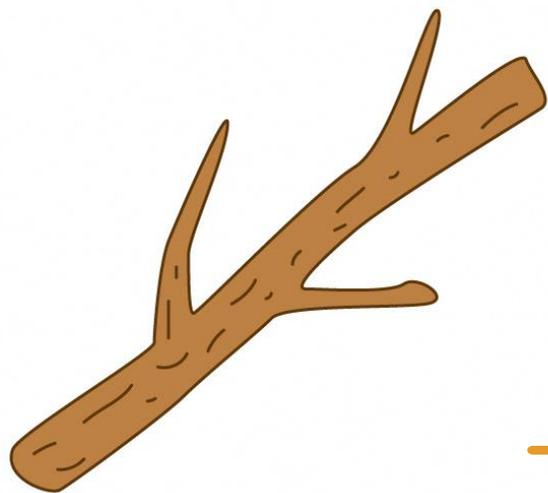
- ★持ち込みの基準がこれまでより大きくなるため、大きなサイズでの持ち込みが可能
- ★持ち込みのために長さを切ったりする手間が省けます

～9月30日まで



80センチを超えて
いるから持ち込む
ためにわざわざ切
る必要が...

10月1日～



300センチまでの
ものが持ち込めるから、
切る手間が軽減♪

注意点

- ① 長さは300センチ、太さは10センチ以内のものに限ります。
- ② 廃棄方法はこれまで通り、ストックヤードまたは戸別収集で廃棄してください。
- ③ スtockヤードへの持ち込みや戸別収集については料金がかかります。
- ④ 持ち込みの際に使用したひもや袋等は持ち帰ってください。
- ⑤ 木の根は持ち込めません。